

# 広瀬川の清流を守る条例施行規則

昭和51年4月8日

仙台市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長の指名する委員及び臨時委員（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によって定める。

4 委員長は、専門委員会の事務を統括し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 委員長に事故があるときは、専門委員のうちからあらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第7条 専門委員会の会議は、会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、専門委員会の会議について準用する。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において行う。

(審議会の運営事項)

第9条 第3条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(環境保全区域の区分)

第10条 環境保全区域を次の各号に掲げる区域に区分する。

- 一 特別環境保全区域 優れた自然的環境を形成していると認められる区域で現在の環境を保全することが特に必要なもの
- 二 第一種環境保全区域 良好な自然的環境を維持していると認められる区域及び特別環境保全区域に隣接している区域で、その自然的環境と一体性を持たせることが特に必要なもの
- 三 第二種環境保全区域 特別環境保全区域及び第一種環境保全区域以外の区域

(環境保全区域における許可の申請等)

第11条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、環境保全区域内行為許可申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、環境保全区域内行為許可申請書を受理した場合には、遅滞なく申請に係る行為の計画が許可の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて許可の決定をしたときは環境保全区域内行為許可通知書を、不許可の決定をしたときは環境保全区域内行為不許可通知書を申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(環境保全区域における許可を要しない行為)

第12条 条例第9条第1項ただし書に規定する市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第9条第1項第1号に掲げる行為のうち次に掲げる工作物に係るもの
  - イ 森林の保護管理のための標識又は野性動物の保護増殖のための標識、巣箱、給じ台、給水台その他これらに類する工作物
  - ロ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のための標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物
  - ハ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標
  - ニ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる道路の附属物（自然崖に人工を加えるものを除く。）
  - ホ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機又は同項第15号に規定する道路標識
  - ヘ 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話施設
  - ト 改築又は増築後に高さが15メートルを超えない電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
  - チ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物（道路に埋設するものに限る。）
  - リ 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類する工作物
  - ヌ 建築物の存する敷地内における門、生垣、透視可能なさく、旗ざお又はアンテナ
  - ル 高さが6メートル以下の煙突、排気塔その他これらに類する工作物
  - ヲ 高さが15メートル以下の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物

ワ 高さが4メートル以下の広告塔，広告板，装飾塔，記念塔その他これらに類する  
工作物

カ 高さが8メートル以下の高架水槽，サイロ，物見塔その他これらに類する工作物

ヨ 高さが2メートル以下の擁壁

タ 照明灯その他これに類する工作物で公共の用に供するもの

レ 高さが5メートル以下の次に掲げるもの

(1) 門，塀（河川に沿って設置するものを除く。），垣，柵その他これらに類するもの

(2) 修景施設として設けられる花壇，噴水，彫刻その他これらに類するもの

(3) 自動車洗車場に設置される自動車の洗車の用に供する施設その他これに類するもの

(4) 電波塔その他これに類するもの

(5) アンテナ

(6) 街灯，照明灯その他これらに類するもの

(7) 自動車，原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設その他これに類するもの

(8) 日よけ，雨よけその他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）

(9) 製造施設，貯蔵施設，粉碎施設，処理施設その他これらに類するもの

(10) 銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの

(11) 遊戯施設

(12) 歩道橋，橋梁，高架道路，高架鉄道，アーケードその他これらに類するもの

ソ 外径が1メートル以下の管（地下に埋設するものに限る。）

ツ 土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち，高さが5メートル以下で，かつ，  
築造面積が10平方メートル以下のもの

二 条例第9条第1項第2号に掲げる行為のうち，作庭のために行う土地の区画形質の  
変更で，当該行為をしようとする面積が100平方メートルを超えず，かつ，自然崖に人  
工を加えないもの

三 条例第9条第1項第4号に掲げる行為で次に掲げるもの

イ 除伐，間伐，整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 仮植した木竹の伐採

ニ 測量，実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ホ 自然崖に自生する木竹以外の木竹の伐採で，一回当たりの伐採面積が100平方メー  
トルを超えず，かつ，第一種環境保全区域及び第二種環境保全区域内の河川に接す  
る土地にあっては木竹の高さが3メートル以下，第一種環境保全区域及び第二種環  
境保全区域内の河川に接する土地以外の土地にあっては木竹の高さが5メートル以  
下であるもの

四 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項の許可を受けて行う行為

五 森林法第41条第3項の保安施設事業に係る施設の維持修繕又は改築

六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(動植物の保護に影響を及ぼす行為)

第13条 条例第9条第1項第5号に規定する市長が定めるものは、かじかがえる(卵を含む。)の捕獲又は採取(保護増殖又は学術研究のために行うものを除く。)とする。

(自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為)

第13条の2 条例第9条第1項第6号に規定する市長が定めるものは、工作物の色彩の変更とする。

(環境保全区域における許可基準)

第14条 条例第10条第1項の規定により市長が定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物の新築

イ 仮設の工作物

- (1) 当該工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること
- (2) 当該工作物の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないこと

ロ 地下に設置する工作物

- (1) 河川に接する土地における当該工作物の新築にあつては、当該工作物が河岸線(自然崖があるときはその上端、堤防があるときはその法尻。以下同じ。)から2メートル以上離れ、かつ、河岸線から2メートル以内の部分の土地を保全用地(自然的環境の保全のために確保されている土地をいう。以下同じ。)としていること。ただし、当該工作物の敷地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合又は自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 当該工作物の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

ハ イ及びロに掲げる工作物以外の工作物

- (1) 当該工作物の敷地に係る保全率(工作物の敷地面積(当該工作物の敷地内に当該敷地を利用するために必要な階段、傾斜路その他の工作物、立ち入る人の転落防止を目的として設置される柵若しくは崖の崩落防止のための工作物(以下この(1)において「階段等」という。))がある場合又は当該工作物の敷地が当該敷地の路地状の部分(以下この(1)において「路地状部分」という。))のみによって道路に接する場合における当該階段等に係る面積及び当該路地状部分に係る面積(路地状部分の幅員が4メートルを超える場合にあつては、その幅員を4メートルとみなして算出した面積)を除く。以下この条及び別表第1の1において同じ。)に対する当該工作物の敷地に係る保全用地(工作物の敷地が河川に接する場合にあつては、原則として、当該敷地の河岸線に沿った部分に存するものに限る。)の面積に市長が別に定める率を乗じて得た面積の割合をいう。以下同じ。)が別表第1の1に定める割合以上であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (イ) 当該工作物が消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の規定による許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所の建替えに係るものである場

合

- (ロ) 当該工作物の敷地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合
  - (ハ) 自然的環境の保全のため講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合
- (2) 建築物にあっては、当該建築物の建蔽率（建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項に規定する建蔽率をいう。以下同じ。）が特別環境保全区域においては10分の3以下、第一種環境保全区域及び第二種環境保全区域においては別表第1の2に掲げる建蔽率であること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- (イ) 環境保全区域の指定の際現に存した建築物を除去し、当該建築物の建蔽率を超えずに当該建築物と同一用途の建築物を同一敷地内において新築する場合
  - (ロ) 新築する建築物の位置が当該新築に係る敷地及びその周辺の土地の自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと市長が認める場合
  - (ハ) 建蔽率の基準を超えることがやむを得ないと市長が認める場合
- (3) 当該工作物の高さ（建築物にあっては建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいい、建築物以外の工作物にあっては地上に露出する部分の最高部と最低地盤（建築物の上に築造される工作物（建築設備を除く。）にあっては建築物の地盤面）との差をいう。以下同じ。）が特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）にあっては10メートル、第一種環境保全区域内の市街化区域（都市計画法第7条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）及び第二種環境保全区域にあっては20メートルを超えないこと。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- (イ) 環境保全区域の指定の際現に存した工作物を除去し、当該工作物の高さを超えずに当該工作物と同一用途の工作物を同一敷地内において新築する場合
  - (ロ) 新築する工作物の位置が当該新築に係る敷地及びその周辺の土地の自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと市長が認める場合
  - (ハ) 高さの基準を超えることがやむを得ないと市長が認める場合
- (4) 当該工作物の色彩が別表第2に定める基準に適合すること。ただし、新築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 当該工作物の外観に過度の装飾その他周辺の土地の自然的環境と著しく不調和となる意匠が施されていないこと
- (6) 建築物にあっては、当該建築物に附属する換気、暖房又は冷房の設備の風道、煙突、給水管、排水管、配電管その他これらに類する建築設備が道路、公園、広場その他の公共施設から容易に望見される位置に露出していないこと。ただし、新築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

(7) 建築物にあっては、当該建築物の屋上に設置する工作物の位置、規模及び形態が当該建築物の本体と均整のとれていること

## 二 工作物の改築

イ 当該工作物の高さが特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域にあっては10メートル、第一種環境保全区域内の市街化区域及び第二種環境保全区域にあっては20メートル（改築前の工作物の高さが特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域にあっては10メートル、第一種環境保全区域内の市街化区域及び第二種環境保全区域にあっては20メートルを超えるときは、改築前の工作物の高さ）を超えないこと。ただし、改築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

ロ 当該工作物の色彩が別表第2に定める基準に適合すること。ただし、改築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

ハ 当該工作物の外観に過度の装飾その他周辺の土地の自然的環境と著しく不調和となる意匠が施されていないこと

ニ 建築物にあっては、当該建築物に附属する換気、暖房又は冷房の設備の風道、煙突、給水管、排水管、配電管その他これらに類する建築設備が道路、公園、広場その他の公共施設から容易に望見される位置に露出していないこと。ただし、改築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

ホ 建築物にあっては、当該建築物の屋上に設置する工作物の位置、規模及び形態が当該建築物の本体と均整のとれていること

## 三 工作物の増築

### イ 仮設の工作物

(1) 当該工作物の増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること

(2) 増築後の当該工作物の規模及び形態が増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないこと

### ロ 地下に設置する工作物

(1) 河川に接する土地における当該工作物の増築にあっては、当該工作物の増築部分が河岸線から2メートル以上離れ、かつ、河岸線から2メートル以内の部分の土地を保全用地としていること。ただし、当該工作物の敷地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合又は自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 増築後の当該工作物の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

### ハ イ及びロに掲げる工作物以外の工作物

(1) 当該工作物の敷地に係る保全率が別表第1の1に定める割合以上であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 当該工作物が消防法第11条第1項の規定による許可を受けて設置された製

造所，貯蔵所又は取扱所の増築に係るものである場合

(ロ) 当該工作物の敷地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合

(ハ) 自然的環境の保全のため講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合

- (2) 増築前の当該工作物が，保全用地に掛かる場合にあつては，当該工作物を河岸線に向かって増築するものでないこと
- (3) 建築物にあつては，増築後の当該建築物の建蔽率が特別環境保全区域においては10分の3以下，第一種環境保全区域及び第二種環境保全区域においては別表第1の2に掲げる建蔽率であること。ただし，増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は，この限りでない。
- (4) 増築後の当該工作物の高さが特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域にあつては10メートル，第一種環境保全区域内の市街化区域及び第二種環境保全区域にあつては20メートル（増築前の工作物の高さが特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の市街化調整区域にあつては10メートル，第一種環境保全区域内の市街化区域及び第二種環境保全区域にあつては20メートルを超えるときは，増築前の工作物の高さ）を超えないこと。ただし，第一種環境保全区域及び第二種環境保全区域にあつては，増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は，この限りでない。
- (5) 当該工作物の色彩が別表第2に定める基準に適合すること。ただし，増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は，この限りでない。
- (6) 当該工作物の外観に過度の装飾その他周辺の土地の自然的環境と著しく不調和となる意匠が施されていないこと
- (7) 建築物にあつては，当該建築物に附属する換気，暖房又は冷房の設備の風道，煙突，給水管，排水管，配電管その他これらに類する建築設備が道路，公園，広場その他の公共施設から容易に望見される位置に露出していないこと。ただし，増築の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は，この限りでない。
- (8) 建築物にあつては，当該建築物の屋上に設置する工作物の位置，規模及び形態が当該建築物の本体と均整のとれていること

#### 四 工作物の移転

イ 当該工作物の敷地に係る保全率が別表第1の1に定める割合以上であること。ただし，次のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

(1) 当該工作物の設置が消防法第11条第1項の規定による許可を受けて設置された製造所，貯蔵所又は取扱所の移転に係るものである場合

(2) 当該工作物の敷地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合

(3) 自然的環境の保全のため講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合

ロ 移転前の当該工作物が，保全用地に掛かる場合にあつては，当該工作物を河岸線に向かって移転するものでないこと

ハ 当該工作物の色彩が別表第2に定める基準に適合すること。ただし，移転後の土

地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

ニ 当該工作物の外観に過度の装飾その他周辺の土地の自然的環境と著しく不調和となる意匠が施されていないこと

五 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更

当該土地の区画形質の変更が次のいずれかに該当し，かつ，その方法及び規模がその土地及びその周辺の土地の自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

イ 宅地の造成

(1) 特別環境保全区域以外の区域で行われること。ただし，造成後の地貌が造成を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

(2) 河川に接する土地における宅地の造成にあつては，当該宅地の造成が，高さが1メートル以下（第二種環境保全区域にあつては2メートル以下）である盛土又は高さが1メートル以下の切土で，河岸線から2メートル以上離れた位置で行われるとともに，河岸線から2メートル以内の部分の土地を保全用地としていること。ただし，造成後の地貌が造成を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

ロ 土地の開墾

特別環境保全区域以外の区域で行われること。ただし，開墾後の地貌が開墾を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

ハ 土石の採取

(1) 特別環境保全区域における土石の採取にあつては，当該土石の採取が学術研究のために行われること。ただし，採取後の地貌が採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

(2) 第一種環境保全区域及び第二種環境保全区域内の河川に接する土地における土石の採取（学術研究のために行うものを除く。）にあつては，当該土石の採取が河岸線から2メートル以上離れた位置で行われ，かつ，地表から1メートル以内において行われるとともに，河岸線から2メートル以内の部分の土地を保全用地としていること。ただし，採取後の地貌が採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

ニ 土石の集積

(1) 特別環境保全区域における土石の集積にあつては，当該土石の集積をしようとする面積が100平方メートルを超えず，かつ，高さが2メートルを超えないこと。ただし，集積後の地貌が集積を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず，かつ，自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市



長が認める場合は、この限りでない。

- (2) 特別環境保全区域及び第一種環境保全区域内の河川に接する土地における土石の集積にあつては、当該土石の集積が河岸線から2メートル以上離れた位置で行われ、かつ、載荷量が1平方メートルにつき3トン以下であるとともに、河岸線から2メートル以内の部分の土地を保全用地としていること。ただし、集積後の地貌が集積を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず、かつ、自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

ホ その他土地の区画形質の変更

- (1) 特別環境保全区域における土地の区画形質の変更にあつては、当該土地の区画形質の変更が建築物の存する敷地内で行われ、かつ、長さ10メートル以下、高さ1メートル以下の盛土又は切土であること。ただし、変更後の地貌が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と不調和にならず、かつ、自然崖の保全に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 特別環境保全区域及び第一種環境保全区域における土地の区画形質の変更にあつては、当該土地の区画形質の変更が自然崖に人工を加えないものであること。ただし、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

六 水面の埋立て又は干拓

水面の埋立て又は干拓の方法及び規模がその土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。ただし、河川法第18条に規定する河川工事については、この限りでない。

七 木竹の伐採

次のいずれかに該当するものであること。ただし、土地の利用上やむを得ない場合に講じられる措置又は林産物の採取のための伐採であつて自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合は、この限りでない。

イ 次のいずれにも該当するものであること

- (1) 自然崖に自生する木竹以外の木竹の伐採であること
- (2) 木竹の伐採の方法及び規模が当該木竹の伐採に係る土地及びその周辺の土地の区域における自然的環境と著しく不調和とならないこと
- (3) 特別環境保全区域における木竹の伐採にあつては、当該木竹の伐採が建築物の存する敷地内で行われ、かつ、当該木竹の高さが3メートル以下であること
- (4) 第一種環境保全区域又は第二種環境保全区域内の河川に接する土地における木竹の伐採にあつては、当該木竹の高さが3メートル以下であること
- (5) 第一種環境保全区域又は第二種環境保全区域内の河川に接する土地以外の土地における木竹の伐採にあつては、当該木竹の高さが5メートル以下であること

ロ 著しい不整形その他の理由により木竹を伐採しなければ土地の有効利用が図れない場合、木竹の適切な管理が困難な場合等における木竹の伐採であつて、代替樹の植樹等の代替措置が講じられていること

ハ 広範囲に木竹が存在する等の理由により土地の有効利用が図れない場合における

木竹の伐採であって、自然的環境の保全に必要な配慮がなされ、かつ、当該土地の面積に対する当該土地のうち当該伐採後において木竹が存する部分に係る面積の割合がその割合を保全率とみなして適用する別表第1の1に定める割合以上であること

ニ 学術研究のために行う木竹の伐採であること

#### 八 工作物の色彩の変更

当該工作物の色彩が別表第2に定める基準に適合すること。ただし、色彩の変更の行われる土地及びその周辺の土地の自然的環境と著しく不調和でないと市長が認める場合は、この限りでない。

(水質管理基準、許容負荷量及び排出規制基準)

第15条 条例第11条に規定する市長が定める水質管理基準、許容負荷量及び排出規制基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(水質保全区域における許可の申請等)

第16条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、工場等排水許可申請書に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 行為地の位置図（縮尺1万分の1以上）
- 二 工場等の配置図（縮尺100分の1以上）
- 三 排水処理施設の設計図書
- 四 給排水の系統図（縮尺100分の1以上）
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、工場等排水許可申請書を受理した場合には、遅滞なく申請に係る工場等の排水の計画が許可の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて許可の決定をしたときは工場等排水許可通知書を、不許可の決定をしたときは工場等排水不許可通知書を申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(完了検査)

第17条 条例第12条の2の検査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、完了検査申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該排水処理施設が別表第3の3の表に定める基準に照らし相当であると認めるときは、当該申請者に完了検査済証を交付するものとする。

(使用廃止の届出)

第18条 条例第12条の3の規定による届出は、排水処理施設使用廃止届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(氏名等の変更の届出)

第19条 条例第12条第1項の許可を受けた者が氏名等の変更を行ったときは、速やかに氏名等変更届出書を市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第20条 条例第12条の4第2項の規定による届出は、承継届出書を市長に提出することによって行うものとする。

(保全区域の標識)

第21条 条例第15条第1項に規定する標識は、様式第1号及び様式第2号による。

(身分証明書)

第22条 条例第16条第2項に規定する証明書は、様式第3号による。

(実施細目)

第23条 この規則の実施細目は、環境局長，都市整備局長及び建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(広瀬川清流保全審議会規則の廃止)

2 広瀬川清流保全審議会規則(昭和50年仙台市規則第4号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によりした行為でこの規則中これに相当する規定のあるものは、この規則の規定によりしたものとみなす。

附 則(昭56. 6・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭62. 3・改正)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平元. 11・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平4. 3・改正)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平5. 9・改正)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平8. 3・改正)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平12. 3・改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平13. 10・改正)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1号ハ(3)及び第2号イの改正規定、同条第3号ハ(3)の改正規定(同号ハ(3)を同号ハ(4)とする部分を除く。)並びに別表第1の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の第14条第1号ハ(3)、第2号イ及び第3号ハ(4)並びに別表第1の規定は、平成14年4月1日以後になされた申請に係る許可について適用し、同日前になされた申請に係る許可については、なお従前の例による。

附 則(平14. 3・改正)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平15. 3・改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平16. 3・改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19. 3・改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平30. 2・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条及び第14条の規定は、この規則の施行の日以後になされた申請（同日前に受けた許可の変更の申請は除く。）に係る許可について適用し、同日前になされた申請に係る許可及び同日前に受けた許可の変更の申請に係る許可については、なお従前の例による。

附 則（令4. 3・改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1の1（第14条関係）

##### 1 特別環境保全区域における保全率

用途地域等	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
市街化調整区域， 第一種，二種低層住居専用地域	42パーセント	35.9パーセント	29.7パーセント	23.6パーセント	17.5パーセント
第一種，二種中高層住居専用地域					
第一種，二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域，商業地域					
準工業地域，工業地域					

##### 2 第一種環境保全区域における保全率

用途地域等	160㎡以上	150㎡以上 160㎡未満	140㎡以上 150㎡未満	130㎡以上 140㎡未満	130㎡未満
市街化調整区域， 第一種，二種低層住居専用地域	36パーセント	31パーセント	26パーセント	20パーセント	15パーセント
第一種，二種中高層住居専用地域	30パーセント	25.6パーセント	21.2パーセント	16.9パーセント	12.5パーセント
第一種，二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域，商業地域	24パーセント	20.5パーセント	17パーセント	13.5パーセント	10パーセント
準工業地域，工業地域	30パーセント	25.6パーセント	21.2パーセント	16.9パーセント	12.5パーセント

### 3 第二種環境保全区域における保全率

用途地域等	160㎡ 以上	150㎡ 以上 160㎡ 未満	140㎡ 以上 150㎡ 未満	130㎡ 以上 140㎡ 未満	130㎡ 未満
市街化調整区域， 第一種，二種低層住居専用地域	30パーセント	25.6パーセント	21.2パーセント	16.9パーセント	12.5パーセント
第一種，二種中高層住居専用地域 第一種，二種住居地域 準住居地域	24パーセント	20.5パーセント	17パーセント	13.5パーセント	10パーセント
近隣商業地域，商業地域					
準工業地域，工業地域					

別表第1の2（第14条関係）

市街化区域及び市街化調整区域の区分	用途地域	第一種環境保全区域における建蔽率	第二種環境保全区域における建蔽率
市街化区域	第一種低層住居専用地域	40パーセント以下	50パーセント以下
	第二種低層住居専用地域	40パーセント以下	50パーセント以下
	第一種中高層住居専用地域	50パーセント以下	60パーセント以下
	第二種中高層住居専用地域	50パーセント以下	60パーセント以下
	第一種住居地域	50パーセント以下	60パーセント以下
	第二種住居地域	50パーセント以下	60パーセント以下
	準住居地域	50パーセント以下	60パーセント以下
	近隣商業地域	60パーセント以下	60パーセント以下
	商業地域	60パーセント以下	60パーセント以下
	準工業地域	50パーセント以下	60パーセント以下
工業地域	50パーセント以下	60パーセント以下	
市街化調整区域		40パーセント以下	50パーセント以下

注：用途地域とは，都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。

別表第2（第14条関係）

工作物の部分	色 相	明 度	彩 度
屋根その他これに類するもの	2・5 R から 5 Y R の範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁その他これに類するもの	2・5 R から 5 Y の範囲内であること		2以下であること

注：色体系は、マンセル色体系による。

別表第3（第15条関係）

1 水質管理基準

流 域	区分	TOC（単位1リットルにつきミリグラム）
大倉川	1種	1以下
鳴合橋より上流（大倉川を除く。）	2種	2以下
鳴合橋より下流	3種	3以下
水質管理にあたっては、アユのすめる水質条件を守ること。		

2 許容負荷量

区 間	許容負荷量（1日当たりのTOC負荷量）
大倉川（大倉ダム流出口より上流）	89.4キログラム
大倉川（大倉ダム流出口より下流）	23.8キログラム
鳴合橋より上流（大倉川を除く。）	503.1キログラム
鳴合橋から郷六堰まで	355.6キログラム
郷六堰から牛越橋まで	51.3キログラム
牛越橋から愛宕橋まで	179.3キログラム
愛宕橋から名取川合流前まで	48.7キログラム

3 排出規制基準

イ 工場等の排出許容負荷量

区 間	許容負荷量（1日当たりのTOC負荷量）
大倉川（大倉ダム流出口より上流）	11.6キログラム
大倉川（大倉ダム流出口より下流）	7.7キログラム
鳴合橋より上流（大倉川を除く。）	46.2キログラム
鳴合橋から郷六堰まで	52.1キログラム
郷六堰から牛越橋まで	48.2キログラム
牛越橋から愛宕橋まで	179.1キログラム
愛宕橋から名取川合流前まで	46.7キログラム

ロ 工場等の排水濃度

河川の基準流量に対する排水量の比率	排水濃度（TOC濃度 単位 1リットルにつきミリグラム）		
	一種水質管理基準水域	二種水質管理基準水域	三種水質管理基準水域
5パーセント以上	3以下	3以下	3以下
0.5パーセント以上	3以下	5以下	5以下
0.1パーセント以上	7以下	7以下	10以下
0.01パーセント以上	10以下	15以下	15以下
0.01パーセント未満	15以下	20以下	20以下

注：基準流量とは、広瀬川の通常状態における最も少ない時の流量をいう。

ハ 残留塩素

1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること

ニ 外 観

広瀬川の水を著しく変化させるような色又は濁りのないこと

ホ 温 度

広瀬川の水温を著しく変化させるような排水温度でないこと

ヘ 臭 気

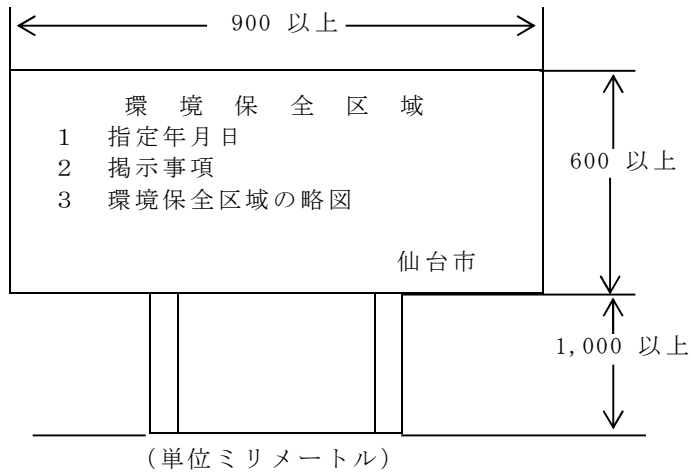
広瀬川の水に著しい臭気を帯びさせるような排水でないこと

備 考 イ及びロの表に掲げる排出規制基準は、1日当たりの平均的な排水量が10立方メートル以上である工場等に係る排水水について適用する。



様式第 1 号

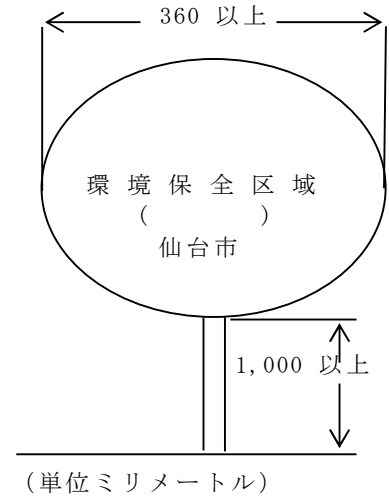
環境保全区域表示標識



備考 水質保全区域表示標識は、これに準ずる。

様式第 2 号

環境保全区域表示補助標識



備考 水質保全区域表示補助標識は、これに準ずる。

様式第 3 号

(表)

第 号	身 分 証 明 書			
住所				所属
氏名				年 月 日生
上記の者は、広瀬川の清流を守る条例第16条の規定に基づく調査に従事する者であることを証明する。				
有効期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
	年	月	日	仙台市長

(裏)

<p>広瀬川の清流を守る条例 (抄)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第16条 市長は、広瀬川の清流を守るため必要があると認めるときは、職員又は市長が委任した者に、他人の占有する土地又は工場等に立ち入らせ、その状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 何人も、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。</p>
--